

○障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金に係る基準額、留意事項について

区分	対象事業所・施設種別	基準額	留意事項
入所系サービス事業所	施設入所支援	利用定員	・短期入所は空床利用型は対象外とし、単独型、併設型を対象とする。
	短期入所	49人以下	
	共同生活援助	84万円	
	宿泊型自立訓練	50人以上	
	障害児入所施設	160万円	
通所系サービス事業所	生活介護	一律 28万円	・多機能型事業所については、1つの事業所として扱う。 例1) 就労移行支援と就労継続支援B型を多機能型で行う事業所は、1事業所としてカウントする。どちらか1つで申請する。 例2) 児童発達支援と放課後等デイサービスを多機能型で行う事業所は、1事業所としてカウントする。どちらか1つで申請する。
	自立訓練		
	就労移行支援		
	就労継続支援		
	児童発達支援		
	医療型児童発達支援		
	放課後等デイサービス		
訪問系及び相談系サービス事業所	居宅介護	一律 7万5千円	・同一建物内で障害福祉サービスと介護サービスの指定を受けている場合は1つの事業所として扱い、介護分、障害分、いずれか一方の支援金で対応する。 例) 障害福祉サービスの居宅介護に加え、介護サービスの訪問介護の指定を受けている場合は、障害分、介護分、いずれか一方の支援金に申請する。両方の支給を受けることはできません。
	重度訪問介護		
	同行援護		
	行動援護		
	保育所等訪問支援		
	居宅訪問型児童発達支援		
	自立生活援助		
	就労定着支援		
	計画相談支援		
	地域移行支援		
	地域定着支援		
	障害児相談支援		

【重要】同一建物内で複数サービスを実施する場合

同一建物内で複数サービスを実施する場合、運営基準上、各サービス毎の区分経理となります。
申請書の（別票3）事業所・施設別個票の作成にあたっては、区分経理に基づき記載してください。

例1) 同一建物内で施設入所支援、生活介護、短期入所を実施しており、建物全体の光熱費（ガス代）が20万円で

例えば、サービス毎の光熱費（ガス代）が、施設入所支援：10万円、生活介護：6万円、短期入所：4万円であった場合、サービス毎に20万円で記載はできません。 ※按分割合は各法人の基準に拠ります。

例2) 同一建物内で居宅介護、重度訪問介護、同行援護を実施しており、建物全体の燃料費（ガソリン代）が10万円で

例えば、サービス毎の燃料費（ガソリン代）が、居宅介護：5万円 重度訪問介護：3万円 同行援護：2万円 であった場合、サービス毎に10万円で記載はできません。 ※按分割合は各法人の基準に拠ります。